

重度障害者住宅改修費の給付について（制度概要）

1 住宅改修費の給付について

日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の重度障がい者が、段差解消など住環境の改善を行う場合、改修工事費を給付する制度です。

2 給付限度額等

- (1) 住宅改修費は、障がい者が現に居住する住宅について改修するもので、障がい者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合に交付します。
(借家の場合は、建物所有者の承諾書が必要です。)
- (2) 住宅改修費は対象とならない工事には給付できません。
- (3) 住宅改修費の限度額は20万円です。このうち障がい者の世帯の所得状況に応じた自己負担があります。(※1 裏面参照) また、工事費用の総額が給付限度額の20万円を超えている場合、その超えた部分は全額自己負担となります。
- (4) 住宅改修費の給付は原則1回限りです。過去に給付を受けたことはある方は、受けられません。
- (5) 介護保険の認定の対象となる方(65歳以上の方、若しくは40歳以上65歳未満の方で15疾病に該当する方)は、介護保険の住宅改修制度を優先して御利用いただくことになります。

3 対象となる方(①と②の対象者で所得等の要件が異なりますので、御注意ください。)

- ① 下肢3級以上、体幹3級以上又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する身体障がい者であって障害程度等級3級以上の方(ただし、特殊便器への取替については下肢3級以上、体幹3級以上かつ上肢障害2級以上のもの又は難病患者の方で同程度の障がいのある方)、又は難病患者の方で下肢・体幹機能に障がいのある方であって、学齢児(6歳)以上の方で、かつ世帯の最多納税者の市民税所得割額が46万円未満の方。
- ② 視覚・上肢2級以上の方、肢体不自由の身体障がい者で総合等級が2級以上の方、又は療育手帳のA以上で、日常生活において常に介助を要する方、又は精神障害者保健福祉手帳の2級以上の方のいずれかで、かつ市民税非課税世帯又は生活保護世帯の方(世帯分離をしていても、同じ家に居住している場合は同一世帯とみなします。)

※②の対象者の方は、過去に住宅改造助成を受けたことがある場合は、対象外となります。

4 対象となる住宅改修の範囲

- ①手すりの取付け
- ②段差の解消
- ③滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- ④引き戸等への扉の取替え
- ⑤洋式便器等への便器の取替え
- ⑥その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

5 申請に必要な書類について

- ①申請書
- ②障害者手帳
- ③マイナンバーと身元確認書類（別紙参照）
- ④見積書（施工内容が明確で詳細なもの）
- ⑤カタログ（既製品の取付けでない場合は、作成するものの完成図を付けてください。）
- ⑥住宅改修工事計画書（図面：改修前と改修後の状況を比較できるもの）
- ⑦改修前の写真（日付入り）
- ⑧建物所有者の承諾書（借家の場合）

⑨医師の意見書

（難病、精神障害、知的障害の方は、原則医師の意見書の提出が必要となります。）

- * 窓口で代理の方が申請する場合は、必ず委任状をお持ちください。
- * 市外から転入された方で、世帯員全員のマイナンバーを提示いただけない場合は、世帯員全員の所得課税証明書（所得、課税、控除が全て記載されているもの）を必ず御提出ください。
- * 生活保護を受けている方は、その旨を申し出てください。

（※1）

【利用者負担額】

利用者の負担は、原則として要する費用の1割になります。ただし、市民税の課税状況などに応じて、下表のとおり上限額が設けられます。

また、限度額を超えた分については、利用者の負担となります。

<月額負担上限額>

所得区分		対象となる世帯	月額負担上限額
生活保護		生活保護受給世帯	0 円
低所得		市町村民税非課税世帯	
一般	18歳未満	世帯員合計で市町村民税所得割28万円未満の世帯	4,600 円
		世帯員合計で市町村民税所得割28万円以上の世帯	37,200 円
	18歳以上	世帯員合計で市町村民税所得割16万円未満の世帯	9,300 円
		世帯員合計で市町村民税所得割16万円以上の世帯	37,200 円

月額負担上限額を算定する際には、18歳以上の場合は本人と配偶者のみの所得で、18歳未満の場合は、住民票の世帯の所得で判断します。

※ 世帯の中で市町村民税所得割が最も多い方の税額が 46 万円以上の場合、日常生活用具の給付の対象外になります。